

## 飯山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯の住居費及び引越費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 前年度の1月1日から当該年度の2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 新婚世帯が新たに住居を購入又は賃借するために支払った費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 新婚世帯が住居への引越しに伴い、引越業者又は運送業者へ支払った当該引越しに係る費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### (交付対象世帯)

第3条 第1条に規定する補助金の交付対象世帯は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 夫婦の双方が婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（所得証明書をもとに、前年の夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、当該補助金を申請する日において無職の場合は、当該者については所得なしとみなして算出した金額）をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が本市にあること。
- (4) 申請時に夫婦の双方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方が市町村税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。
- (8) 夫婦の双方が婚姻日より5年間飯山市内に居住すると誓約できること。
- (9) 夫婦の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と関係を有する者でないこと。

- (10) 事業の実施に当たって本市の他の制度による補助金、助成金等との併用はしないこと。  
(経費及び補助額等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
住居費及び引越費用の合計額	10分の10以内の額。ただし、1世帯当たり30万円を限度とする。

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。  
3 第1項に規定する対象経費の対象期間は、前年度の1月1日から当該年度の2月28日までとする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 夫婦の完納(納税)証明書
- (4) 誓約兼同意書(様式第2号)
- (5) 離職票の写し(離職した場合)
- (6) 貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できるもの(貸与型奨学金を返済している場合)
- (7) 物件の売買契約書、工事請負契約書等及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
- (8) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(様式第3号)(住居費における賃貸借の場合)
- (10) 引越に係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認できるものについては、申請者及び配偶者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

4 第1項に規定する申請書の提出は、当該年度の3月5日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第4号)によるものとする。

2 市長は、補助金の交付を却下したときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号の2)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 第6条により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。